

豊田市古瀬間聖苑

焼骨の引き取りに関する確認のお願い

●焼骨の引き取り

火葬後の焼骨は、収骨（お骨上げ）の際に入れ物に納め、お持ち帰りいただきますが、持ち帰る量については次のとおり選択できます。

- ① すべて引き取る（箸で拾える焼骨すべて）
- ② 一部引き取る（持参する入れ物に入る分だけ）
- ③ すべて引き取らない

焼骨の引き取りにはお骨を納める入れ物が必要となりますので、引き取る量に合わせた入れ物をご準備ください。また、すべて引き取りを希望される場合は事前に古瀬間聖苑受付までお申し出ください。

※収骨（お骨上げ）が終わると、引き取られなかった焼骨は他の方の焼骨とひとまとめにして保管します。そのため、後から引き取りの申し出があってもお渡しできませんのでご注意ください。

※焼骨を古瀬間聖苑が引き受けることができるのは収骨の終了時間までです。一度持ち帰った焼骨を古瀬間聖苑で引き受けすることはできかねます。

●引き取らなかった焼骨の取扱いについて

収骨後に残された焼骨や灰を「残骨灰」といいます。本市では残骨灰をひとまとめにして保管した後、専門業者に委託して焼骨と灰等に分け、焼骨は供養地にて最終供養を行っています。

また、焼骨と分けた後の灰等には、金・銀・プラチナ・パラジウム等の有価物が含まれている場合があります。これらの有価物は精錬後に売却して、収益を古瀬間聖苑の施設維持管理や運営のための財源として活用させていただきます。

●焼骨の引き取りに関する確認書のご提出のお願い

焼骨を一部引き取る場合及びすべての焼骨を引き取らない場合は、残骨灰の取扱いについて親族の皆様にご同意をいただき、「**焼骨の引き取りに関する確認（依頼）書**」を古瀬間聖苑受付までご提出ください。（確認書の内容、書き方については裏面を参照）

（問い合わせ） 豊田市古瀬間聖苑 電話 0565-80-1160

【記入例】

死体火葬

令和●年●月●日

焼骨の引き取りに関する確認(依頼)書

豊田市長様

○古瀬間聖苑利用許可を受けた者

古瀬間聖苑利用許可申請者の
氏名等を記入

住所 豊田市西町××-××

氏名 豊田 太郎

電話 (0565) XX - XXXX

○確認(依頼)者

- 施設利用許可を受けた者と同じ
- 施設利用許可を受けた者以外(以下に記載してください)
・施設利用許可を受けた者との関係

古瀬間聖苑利用許可申請者以外の
親族等が確認する場合はこちらにも
記入

・住所

・氏名

・電話 ()

・施設利用許可を受けた者にも以下を確認しました

確認して✓

下記の者について、焼骨の《 一部 》・ 《 全部 》を引き取りません。

引き取らなかった焼骨の豊田市古瀬間聖苑管理規則第4条第2項による豊田市長が行う処理について、以下のとおりであることを確認し、焼骨の処分を依頼いたします。

- 引き取らなかった焼骨は以下のとおり処分されること
合同の保管 → 委託業者により、運搬 → 集積、分別処理 → 分別後の遺骨は合同埋葬、有価物(貴金属類)は売却して古瀬間聖苑維持管理に活用
- 引き取らなかった焼骨の返還は不可能であること
- 確認をした人は、親族等の関係者へ説明を引き受けていただくこと及び焼骨処分等におけるトラブルが生じた場合は責任をもって対応すること

記

死亡者の氏名別 性 年 月 日	フリガナ トヨタ	ハナコ	男 女 不詳	明治・大正・ <u>昭和</u> ・平成・令和・西暦 ●年●月●日生
	氏 豊田	名 花子		
死亡年月日時	令和 ○年○月○日			
死亡者の住所	豊田市西町××-××			
火葬の場所	豊田市古瀬間町小田820番地 豊田市古瀬間聖苑			
火葬施設の利用日時	◇年◇月◇日(午前 <u>午後</u>)XX時XX分火葬			

(お願い) 「死体火葬許可書」提出時又は収骨終了までに聖苑受付へご提出ください。

○豊田市古瀬間聖苑管理規則 第4条(焼骨、遺体等の引取り)

- 1 聖苑の利用許可を受けた者は、市長が指定した日時にその焼骨、遺体等を引き取らなければならない。
- 2 前項に規定する日時に利用者が焼骨、遺体等を引き取らないとき、又は聖苑の管理上支障があると認めるときは、市長においてこれを処理することができる。